



「想い」ひとつに

町は、11月20日(金)午後7時から塩谷中学校アリーナで9月の関東・東北豪雨による詳細調査候補地の被害状況の結果報告会を開催いたしました。

内容は、10月14日の環境省及び国の有識者による影響調査、10月19日の町の有識者及び10月30日の町議会による調査を踏まえた結果報告でありました。

報告会には、約550人の町民の方が出席され、まず始めに、豪雨の直前後に撮影した映像を流し、豪雨による被害状況（候補地の冠水、川岸の浸食や倒木、林道の洗掘や候補地上流における土石流及び川岸の浸食）を紹介しました。

その後、町長が、「環境省は、候補地選定で避けるべき土地として河川の氾濫による洪水浸水区域を除外するとしている。

よって、豪雨で冠水した候補地は、そもそも候補地になり得ず、選定要件を満たしておらず、候補地の白紙撤回以前の問題である」と説明した上で、「候補地選定結果の返上」を訴え理解を求めました。会場からは、『返上』に対し満場の拍手で同意の意志が示されました。

このことを受けて、町は12月1日から3日にかけて、県内全ての市町長を訪問して今回の選定結果返上に至った経過を説明しました。この後、7日、環境省に出向き、井上環境副大臣に「候補地選定結果の返上」の申し入れを文書で行いました。

なお、申し入れの内容については、「指定廃棄物処分場対策班だより」にて、後日、お知らせいたします。

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく 詳細調査候補地の選定結果を環境省に返上します！



▲冠水した候補地の様子(灰色の部分が堆積した土砂等)

平成26年7月30日に東京電力福島第1原発事故による放射性物質を含む指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として、本町の上寺島「寺島入国育林」が選定されました。町民は、「心ひとつ」に一致団結をし、一貫して、「断固反対・白紙撤回」を訴え続け1年4ヶ月が過ぎました。その間、選定の疑問点など町民の皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえて環境省に訴えてまいりましたが、事態は未だ平行線のままです。

そのような中、去る9月9日から11日にかけて関東・東北地方を襲った豪雨により、指定廃棄物詳細調査候補地付近には、甚大な被害が発生しました。詳細調査候補地(以下「候補地」という)に通じるアクセス道は寸断され、候補地内にも林道より大量の土砂等が流入し、幾筋もの雨水の流れができ、その水量は想像をはるかに超えるものでした。また、候補地上流側の西荒川に面した場所は、氾濫した水が候補地内を流れた形跡が残っており、明らかに冠水したことがわかる状況でした。この状況を環境省に伝えたところ、環境省より今回の関東・東北豪雨に伴う候補地の影

響調査をしたいという申し入れが文書でありました。町・町議会・反対同盟会に協議をした結果、「詳細調査とは異なる豪雨による被害の影響調査」であるということが環境省からの文書に記載されていることから、現地調査を受け入れることにいたしました。今回の環境省による影響調査、町の有識者及び町議会による被害状況調査、環境大臣宛ての抗議文の内容等、今回の被害状況に関わる一連の経過や問題点、「候補地選定結果の返上」に至った経過等をお知らせします。

詳細候補地における平成27年9月関東・豪雨による被害状況を巡る動き

月	日	曜日	内 容
9月	9日	水	職員が候補地の被害状況を確認する
9月	10日	木	町議会議員及び職員が候補地の被害状況を確認する冠水跡を確認
9月	11日	金	職員が候補地に通ずる大滝林道を徒歩にて被害状況を確認する
9月	13日	日	環境省主催の第3回指定廃棄物に関するフォーラムにて、環境省職員が「候補地に冠水した状況はない」との発言をする
9月	15日	火	被害状況の様子を撮影した動画を投稿サイト(YouTube)で公開
9月	18日	金	国及び県の有識者会議の委員に被害状況の様子を撮影した映像を送付
9月	24日	木	環境副大臣が定例記者会見で、大雨直後に候補地を視察した職員より冠水はなかったとの報告を受けたと発言
9月	28日	月	環境省より被害の影響調査の申し入れがある
9月	30日	水	町長が議会及び反対同盟会に影響調査の受け入れの協議をする
10月	1日	木	同盟会より受け入れを承認する回答が届く
10月	2日	金	議会より受け入れを承認する回答が届く
10月	2日	金	町は環境省に対して「詳細調査とは異なる豪雨による被害の影響調査」であるため受け入れをする旨の回答をする
10月	14日	水	環境省による影響調査(町・議会・反対同盟会が立会い)
10月	19日	月	町が選任した有識者(関口鉄夫・元滋賀大学非常勤講師)による被害状況調査を実施
10月	26日	月	町長、町議会議長他で環境省に出向き環境大臣宛ての抗議文書を環境副大臣に手渡す
10月	29日	木	町長より町議会に対し、被害状況についての協議を依頼する
10月	30日	金	町議会による被害状況調査を実施。終了後、全議員にて協議する
11月	6日	金	町議会より町長に対し、議会の総意として「詳細調査候補地選定結果の返上」に同意する旨の回答がある
11月	9日	月	行政区長さんを対象として被害状況の結果報告及び今後の対応に対する検討会を開催
11月	20日	金	町民を対象として被害状況報告会を開催。その席上、町長が「詳細調査候補地選定結果の返上」を表明
12月	1日	火	町長、町議会議長他が県内全ての市町長を訪問して、「詳細調査候補地選定結果の返上」に至った経過を説明する
12月	3日	木	
12月	7日	月	町長、町議会議長他が環境省に出向き、井上環境副大臣に「詳細調査候補地選定結果の返上」の申し入れを文書にて行う

○環境省による影響調査

環境省は10月14日、10時から町長、町議会議員、反対同盟会の立ち会いで、指定廃棄物対策チームの熊倉基之計画官ら8人のほか、国の有識者会議メンバーで東京海洋大学の谷和夫教授(地盤工学)が、候補地で関東・東北豪雨による影響を調べる現地調査を行いました。

また、県職員5人と、県の有識者会議メンバーの足利工大の西村友良教授(環境地盤)も同行しました。現地調査は、候補地と周辺を歩き、川の水による冠水状況や川に面した陸地が削られる浸食の状況・隣接する林道からの土砂の流入などを約1時間、目視による確認を行いました。その後の報道会見のコメントの内容は、次のとおりでした。



【谷和夫教授(東京海洋大学) 報道会見のコメント抜粋】

- ・調査は、①川の水による冠水状況②川に面した陸地が削られる浸食の状況③詳細調査をするときの基礎情報の3点を重点に実施した。
- ・粒の小さい土が敷地に堆積していることから、候補地の川沿い約100メートル、幅約20〜30メートルの低い土地は川の水が覆ったのは間違いない。水が当たる部分の岸が削られた状況が確認できた。
- ・盛り土や護岸工事などの土木工学的な対策を適切に行えば十分に建設できると思う。
- ・今後の詳細調査で注目すべき点があった。過去の雨量データも調査すべきだ。

※谷教授は、国の指定廃棄物処分等有識者会議の一員で安全性や詳細調査候補地選定プロセス(案)の作成、また、詳細調査後の調査結果を評価する役割を担っている方です。その谷教授から詳細調査を実施していない段階で「盛り土や護岸工事などの土木工学的な対策を適切に行えば十分に建設できると思う」という発言があったこと大変な驚きと戸惑いを感じました。例え詳細調査で不適地に値する結果が出ようとも、土木工学的な対策を講ずれば最終処分場の建設ができるという「お墨付き」をいただいたようなものです。また、国の有識者会議の委員である谷教授のこの発言から、わずかながら有識者会議全体の考え方を垣間見ることができたように思います。これらのことについては、豪雨による影響調査の域を超えた発言であり、環境省に抗議をいたしましたところ、配慮が足らなかったとの謝罪がありました。



【環境省・熊倉基之計画官 報道会見のコメント抜粋】

- ・少し水がかぶったから、直ちに全部が駄目という短絡的な考え方はなく、敷地の中でどう施設を配置するかなどを詰めないといけない。
- ・今回の影響調査結果について、町と相談し、何らかの形で公表し住民への説明をする場を設けたい。

※このコメントでは、処分場建設に向けた詳細調査を行う意向を示し、影響調査結果について報告があると思われまます。会見の中で『少し、水がかぶったから、直ちに全部が駄目という短絡的な考え方はなく・・・』という短絡的な言い方が町民の心配している安全・安心を否定しているように受け取れました。このことについても環境省に抗議をいたしました。有識者会議のメンバーである谷教授が、候補地に冠水があったことを認めたにもかかわらず、熊倉計画官は環境省として冠水があったことをその場で認めることはありませんでした。有識者会議の委員が認めたことを認めない環境省の態度に不信感を覚えました。

○町の有識者・関口鉄夫先生(元滋賀大学非常勤講師)による被害状況確認

町は、候補地の被害状況調査を関口鉄夫元滋賀大学非常勤講師(環境科学)に依頼し、10月19日の午前10時より職員の家内で町長、町議会議員も同行して、過日行われた環境省の影響調査を実施した順序で川の浸食状況、冠水状況等を調査しました。その後、候補地の上流の状況や候補地にアクセスする林道及び沢等の状況まで確認し、約3時間、影響調査を行いました。帰り道に上寺島公民館(反対同盟会上寺島事務所)に立ち寄り、公民館に居合わせた町民の方々に被害の状況等を説明しました。その後、役場に帰り、町長と共に報道記者会見を行いました。

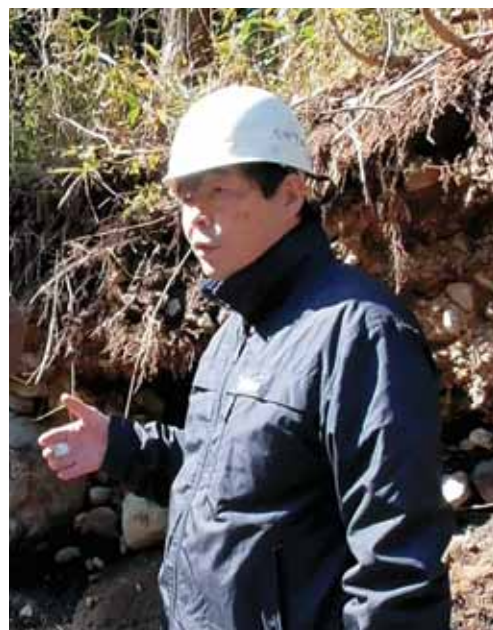
なお、関口先生は、長野県の廃棄物処理施設検討委員などを歴任し、公害問題に精通し、候補地には今回を含め4回程訪れて現地を調査していたでいております。

また、去る5月14日に開催されました町反対同盟会主催のシンポジウムにおいては、「塩谷町の未来を切り拓く候補地選定から見えるもの」をテーマに行ったパネルディスカッションの際には、パネリストとしてもご協力してくださいました。さらに、7月4日に町主催で現地視察会および学習会を開催いたしました。その際の講師も務めていただいております。

関口先生のコメントは、次のとおりです。

〔関口鉄夫先生(元滋賀大学非常勤講師)・環境科学)のコメント抜粋〕

・護岸がえぐられてきている状況などから、川が蛇行しながら激しくぶつかった。敷地内のかんりの部分が浸水し、候補地の一部を切り取っている。



・地形図から見ても過去にも土石流などが起きており、災害がおきやすい場所である。今後も土石流の心配がある場所で候補地として除外すべき地域である。

・河川は水だけではなく、岩や石を含む。今回の河川の状況を見てもそれが顕著に現れている。それらは施設に重大な損傷を与える可能性があり、なぜ、ここが選ばれたのか不思議だ。

・施設を造った場合、施設を維持管理するにあたって国が定めている地下水などの監視などの維持管理が不可能な地質である。(スコリアの直下が岩盤であり地下水を計測することが不可能)

・現地までの進入路及びそれに接する河川・沢の状況も見た上で、施設までの進入路等も含め緊急災害時の維持管理ができない土地である。・国の有識者と公開の場で議論したい。

○町議会による被害状況調査

町議会は、町長からの被害状況の協議に基づき、10月30日、候補地周辺における豪雨災害の被害状況調査を行いました。



調査は、候補地の一部が冠水した場所の砂の積もり具合や川が岸を深く削り取った浸食状況やこれによる多くの倒木状況及び林道が雨水で洗い削られた状況などを、約1時間以上にわたって調べました。

調査後の協議では、議員から「適地でないことは明らか」「候補地の地盤は脆く不安定」「一帯が不適地だと痛切に思った」「候補地を返上する以外にない」「県内市町長に候補地となり得ないとの行動をとってほしい」などの意見が相次ぎました。このことを受けて、11月6日付けの文書で、町議会議員より町長に次のような回答がありました。

回答内容は、「寺島入国有林」は居住地域でないため浸水想定区域とはなっていないが、今回の豪雨被害により浸水及び土石流の危険がある場所であることが明白となった。このことは、候補地の選定手法のうちの「自然災害を考慮して避けるべき地域」に該当し、そもそも詳細調査候補地にならない場所であることを意味している。

よって、「詳細調査候補地の選定結果の返上を塩谷町議会の総意として同意するものである」とするものでした。

これまでにお伝えしたとおり、豪雨による影響調査にも関わらず、環境省職員や国の有識者からは詳細調査に関連するような、まさに「建設ありき」とする発言があったことを受けて、町長より環境大臣宛てに抗議文を提出いたしました。以下がその内容です。

平成27年10月26日

環境大臣 丸川 珠代 様

栃木県塩谷町長 見形 和久

詳細調査候補地に関わる平成27年9月関東・東北豪雨による影響調査について(抗議)

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、先般は御多忙のところ詳細調査候補地に関わる平成27年9月関東・東北豪雨による影響調査のために、本町まで職員及び有識者の方々をご派遣いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、この度の影響調査に関しましては、町・議会・町反対同盟会は「詳細調査とは異なる豪雨による被害の影響調査」であるという環境省からのお約束をいただき受入をいたしました。しかし、環境省が調査後に行った報道会見において、環境省に同行した国の指定廃棄物処分等有識者会議の委員である谷和夫東京海洋大学教授が、調査は「川の水による冠水状況、川に面した陸地が削られる浸食の状況、詳細調査をする時の基礎情報の3点を重視し実施した」、「盛り土や護岸整備工等の土木工学的な対策を適切に行えば建設は十分にできる」、「測量や過去の雨のデータを調べるなど、詳細調査で注目する点を確認できた」等の、災害の影響調査の域を超えた発言をなされました。谷教授は、有識者会議の一員であり、最終処分場の安全性や候補地選定プロセス(案)の作成、また詳細調査後の調査結果を評価する役職も担っている方でもあります。その谷教授が詳細調査をも行っていない現段階で「盛り土や護岸整備工等の土木工学的な対策を適切に行えば建設は十分にできる」と発言なされたことは、例え詳細調査で不適地であるとの結果がであろうとも、英知を結集させれば「寺島入国有林」に最終処分場が建設できるというお墨付きをいただいたようなものであります。このことは詳細調査が不適な要件をどのような工法によりクリアしていくかを土木工学的な観点から検討するものであることを露呈したものであり、環境省が説明する詳細調査とはかけ離れた事実が隠された忌々しき問題であると思えます。

また、環境省指定廃棄物処分場対策チームの熊倉基之計画官は、「冠水があっても候補地として問題は無い」「少し水がかぶったから直ちに全部が駄目というような短絡的な考えではなく、敷地の中でどう施設を配置するかなどを詰めないといけない」等の建設ありきの持論を展開なされました。私共は最終処分場が造れるかどうかの調査を受け入れたのではなく、災害により詳細調査候補地がどれだけのダメージを受けたかを真摯に調査してもらうために今回の申し入れを受け入れましたが、そのお約束は脆くも反故にされました。これらの様子は、新聞各社・テレビ等のメディアで広く報道されました。

今回の一連の調査はお約束をいただきました「詳細調査とは異なる被害の影響調査」であるものとは受け取ることができません。このことについては重大なる決意をもって強く抗議させていただきますとともに、このことが環境省を信頼することができない大きな壁となったことをお伝えさせていただきます。

また、候補地の冠水についてであります。候補地選定のスクリーニングでは「洪水・浸水・斜面崩壊・火山噴火等の自然災害を考慮して避けるべき土地を除外する」ということを前提として、現在そのような地域として指定されている場所のみを除外しましたが、今回の影響調査で「寺島入国有林」は現実的に冠水が確認されましたし、今後も冠水の恐れが十分にあることから、現時点で候補地から除外すべきではないでしょうか。谷教授や熊倉計画官が申しますように、「冠水があっても候補地として問題は無い」「盛り土や護岸整備工等の土木工学的な対策を適切に行えば建設は十分にできる」等の考えであれば、候補地選定の中で行った「自然災害を考慮して避けるべき地域の除外」のスクリーニングは必要なく、「利用可能な国有地・県有地」のすべてを候補地とすべきではないでしょうか。このような理にかなわない選定項目の設定や矛盾だらけの候補地選びは、国民が納得できるものではなく、ただいたずらに負担を増やすばかりです。

それらのことから塩谷町としましては、詳細調査候補地が冠水した事実がある限り、そこに指定廃棄物最終処分場を建設した場合の安全安心が確保できないと判断し、あらためて『寺島入国有林』に指定廃棄物最終処分場を建設することに反対を表明させていただきます。

3.2 評価項目ごとの評価基準

安全な処分に万全を期すために避けるべき事象に対する評価項目ごとの評価基準は以下のとおりとする。

3) 土石流

地形と土砂の堆積状況、および過去の土石流の氾濫実績から、土石流が氾濫することが予想される区域を除外する。

また、土石流が発生するおそれのある溪流を除外する。

具体的には、①国土数値情報（国土交通省）を用いて土石流危険区域に該当するエリアを除外、②国土数値情報（国土交通省）を用いて土石流危険溪流に該当するエリアを除外する。

4) 洪水

降雨により河川がはん濫（溢水・越水・破堤）した場合に浸水が想定される区域を除外する。

具体的には、河川管理者（国・県）提供データを用いて洪水浸水区域に該当するエリアを除外する。

（栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議資料抜粋）

環境省は、今回の選定を実施するにあたり、ある一定の基準を作るために、国・県が持っている既存のデータを使用して選定の有効性を主張しています。それらのデータによれば「寺島入国有林」は、環境省が示した除外する項目からは外れているため安全な地域だとしています。

しかし、環境省が使用している既存のデータは、今現在そこに人が住んでいたり、建物が建っている場合に、その場所は危険ですよという地域を指定しているデータにすぎません。「寺島入国有林」のように人が住んでいない、建物が建っていない場所は、既存のデータでは危険な地域として指定されることはありません。それが、「寺島入国有林」が土砂災害や浸水・冠水の恐れのある危険な場所でありながら何の指定もされていない理由であります。

本来なら、選定時の評価のポイントとして重要なのは、候補地に建物を建設したと仮定して、周囲の自然環境等からどのような影響を受けるかを想定して評価することではないでしょうか。しかし、そのような評価は一切行われておらず、現実的に浸水・冠水及び進入路の寸断といった状況にある寺島入の候補地が、建設後の施設管理等まで考慮した正しい評価で選定されたと言えるでしょうか。

環境省では国・県が有している既存のデータにより分析し「寺島入国有林」が適地であるとなりました。しかし、現実には浸水・冠水したという事実があり、環境省が机上で作成した選定基準を覆すことが実際に現場では起きてしまいました。このことは、『選定されるに値しない土地』であり、まさに『候補地にあらず』という言葉で表すことができると思います。

以上のことから、現実的に浸水・冠水があり、今後も隣接する河川の影響を受ける災害が予測できる場所であるという事実がある限り、詳細調査候補地選定の基本的要件を満たしていないと判断し・・・

『指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を返上』

いたします。